

総社市国民宿舎条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第17号

総社市国民宿舎条例の一部を改正する条例

総社市国民宿舎条例（平成17年総社市条例第189号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「移動部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「移動後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正部分を加える。

改正後	改正前
別表第3（第17条関係） 研修室等使用料 略 備考 <u>1 使用時間に1時間未満の端数が生じる場合には、1時間とみなす。</u> <u>2 利用者が営利又は営業の宣伝その他これらに類する目的をもって利用する場合は、使用料の5倍に相当する金額とする。</u> <u>3 入場料を徴収する場合の使用料には、当該催し物1回（同様な内容構成の催し物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その都度1回とする。）につき、最高入場料金の50人分に相当する額を加算する。</u> <u>4 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する時間が9時前又は21時後であるときは、1時間当たり18時～21時の使用料の2分の1に相当する額を加算する。</u>	別表第3（第17条関係） 研修室等使用料 略 備考 <u>使用時間に1時間未満の端数が生じる場合には、1時間とみなす。</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、施行日以降の使用許可に係るものから適用し、同日前の使用許可に係るものについては、なお従前の例による。